

IV 「市長の責務」について

1 意義、目的

地方分権時代にあつて市長の役割の重要性が増大し、市長がリーダーシップをとって市政運営を行うことが求められており、その状況下における市長の役割・責務について明確にすること。

2 自治基本条例における「市長の責務」の論点と考え方の選択肢

(1) 市長の責務について、明示的な規定を行うかどうか。

- ア 市長の責務について明示的に規定する。(10/11)
- イ 市長の責務について明示的に規定しない。(1/11)

(2) 市長の「責務」という表現をどうするか。

- ア 責務 (9/11)
- イ 役割 (2/11)
 - ※ 両方の例に該当する自治体についてはそれぞれに計上している。
 - ※ 主語を「執行機関」としている条文で、明らかに「市長」が含まれているものについては計上している。

【参考】用語の意味（「広辞苑（第6版）」岩波書店） cf. 第5回資料4「市民の責務」

- ・ 「責務」：責任と義務。また、責任として果たすべきつとめ。
- ・ 「役割」：割り当てられた役目。

(3) 市長の責務（役割）としての記載内容（どこまで記載するのか）

- ア 自治の発展・推進 (5/10)
 - ア - 2 自治の発展のための区民に対する学習の機会・場所の提供 (1/10)
- イ 市民福祉の向上 (2/10) cf. 地方自治法第2条第14項
- ウ 公正・誠実な事務の執行 (7/10)
- エ 新たな行政課題への対応 (2/10)
- オ 市民ニーズの把握 (3/10)
- カ 市民への情報提供（公開）・市民との情報共有 (2/10)
 - カ - 2 毎年度、市政運営方針を定め、その達成状況を報告すること。(2/10)
- キ 組織運営の合理化（執行機関の相互連携） (6/10) cf. 地方自治法第2条第15項、180条の4第1項
- ク 最少の経費で、最大の効果を上げること（行政運営の効率化） (7/10) cf. 地方自治法第2条第14項
- ケ 職員に対する適切な指揮監督 (1/10)
- コ 職員の能力向上（人材育成） (3/10)
- サ 条例（自治基本条例）の遵守 (3/10)

(4) 市長の権限について、明示的な規定を行うかどうか。

ア 市長の権限について明示的に規定する。(4/11)

イ 市長の権限について明示的に規定しない。(7/11)

【参考】用語の意味（「広辞苑（第6版）」岩波書店）

- ・ 「権限」：公法上、国家または公共団体が法令の規定に基づいてその職権を行いうる範囲。また、その能力。

(5) 市長の権限としての記載内容（どこまで記載するか）

ア 自治の発展（運営）(2/4) cf. 地方自治法第1条の2第1項

イ 市民福祉の向上(2/4) cf. 地方自治法第2条第14項

ウ 市を代表すること。(3/4) cf. 地方自治法第147条

エ 市全体の総合調整権(1/4) cf. 地方自治法第180条の4第1項

オ 議案の提出、予算の調製、市民税の賦課徴収等の地方自治法第149条に定める権限 (2/4)

(6) 「市長の設置」について、あえて規定を設けるかどうか。

cf. 地方自治法第17条、第139条第2項、第147条

ア 「市長の設置」について、あえて規定を設ける。(3/11)

イ 「市長の設置」について、規定を設けない。(8/11)

(7) 主体（主語）となるのは、「市長」、「市」、「執行機関（市長等）」のいずれが適切か。

※ 執行機関（市長等）＝市長＋行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会等）

市＝執行機関＋議決機関（議会）

職員＝執行機関の補助機関

ア 「市長は」を主語にする。

イ 「市は」を主語にする。

ウ 「執行機関（市長等）は」を主語にする。

3 上記を検討する上での着眼点

(1) 市長に「求められていること」は何か＝市長の責務、役割等

→ 情報公開、行政手続等、個別具体的な規定の中で定められている責務もある中で、どこまで定めるか。本市において求められている市長（リーダー）像とは何か。

(2) 地方自治法で定められていることまで、あえて定めるかどうか。

→ 実際他自治体の規定ではこのパターンが多いと見受けられる。その中で独自のリーダーシップ像等を打ち出すかどうか。具体的な「何か」を定めるかどうか。

(3) 市長以外の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会等）について定めるかどうか。

（執行機関として「求められていること」は何か。）

(4) 主体（主語）となるのは、「市長」、「市」、「執行機関（市長等）」のいずれが適切か。

→ 事案に応じて、適切な主体を定めることが必要か。

Cf. 定義規定をどうするか（地方自治法第138条の4第1項において明確なことまで、あえて条例で定めるかどうか。）

V 「職員の責務」について

1 意義・目的

自治の重要な担当者である職員の心構え・取り組むべき事項について明確にすること。

2 自治基本条例における「職員の責務」の論点と考え方の選択肢

(1) 職員の責務について、明示的な規定を行うかどうか。

ア 職員の責務について明示的に規定する。(9/11)

イ 職員の責務について明示的に規定しない。(2/11)

(2) 職員の「責務」という表現について

ア 責務 (6/9)

イ ア以外 (3/9)

- ・ 上記「イ」の例は、見出しを「組織及び職員」とし、組織について定めるほか、職員の責務について定めている自治体である（本質的な違いはない。）。

(3) 職員の責務としての記載内容（どこまで記載するのか）

ア 公正・誠実・能率的な事務の執行 (7/9)

イ 市民の信頼に応えること（市民からの信託の自覚）。 (4/9)

ウ 全体の奉仕者としての自覚（市民本位の立場に立つこと。） (4/9)

cf. 憲法第15条第2項（全体の奉仕者）

エ 市民との協働の視点に立つこと。 (1/9)

オ 市民の信頼の獲得及び満足度の向上を図ること。 (1/9)

カ 条例（自治基本条例）の遵守 (1/9)

キ 自治基本条例の目的に即した事務の遂行 (3/9)

ク 創意をもって自治の充実（実現）を図ること。 (2/9)

ケ 自治の担い手（市民の一員）であることの自覚 (3/9)

コ 知識、技能等の能力向上 (3/9)